

座間味村第五次総合計画策定支援業務
企画提案募集要項

令和3年6月

I 概要

(1) 業務名

座間味村第五次総合計画策定支援業務

(2) 発注者

座間味村（以下、「村」という）

<担当部局>

〒901-3496

沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

総務課

電 話 098-987-2311

F A X 098-987-2004

(3) 業務の目的

本村では、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間を計画期間とする「座間味村第四次総合計画」（以下、「現総合計画」）に基づき、将来像に掲げる「豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する『楽園』」の実現に向けて、まちづくりに取り組んでいるが、計画期間が令和 3 年度末で終了するため、令和 4 年度を初年度とする座間味村第五次総合計画（以下、「次期総合計画」）を策定するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に策定支援業務を委託するものである。

(4) 業務の内容

「座間味村第五次総合計画策定支援業務 委託仕様書」のとおり

※次期総合計画の一部に国土強靱化計画を位置付けることとし、一体的に策定すること。

(5) 予算

本事業の見積限度額は、12,083,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

II 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 質問書の受付

日時 令和3年7月2日(金) 17時まで受付

- ※ 質問は文書を持って行き、質問書(別紙様式1)を提出すること。
 - ※ 質問書は下記メールアドレス宛に送付すること。メール送付後、受信確認の電話連絡を行うこと。
- 送付先メールアドレス kikaku@vill.zamami.lg.jp

(2) 意思表明書の提出

日時 令和3年7月7日(水) 17時まで ※当日必着

場所 座間味村役場 総務課

- ※ 提出意思表明書を郵送または窓口にて提出すること。
- ※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届(別紙様式2)を提出すること。

(3) 提案書の提出

日時 令和3年7月12日(月) 17時まで ※当日必着

場所 座間味村役場 総務課

- ※ 部数は8部とし、うち7部については企業名等を記載しない。
- ※ 郵送(書留郵便に限る)または窓口にて提出すること。
- ※ 企画提案者が多数の場合は書面による1次審査を行い、上位5社(団体)程度を選定する。

(4) プレゼンテーション等の日時

日時 令和3年7月15日(木) 13時30分開始予定

場所 座間味村役場

- ※ プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。
- ※ 当日持参するものは、スライドの紙ベースの資料8部、ノートパソコン等。
- ※ 上記の資料8部のうち、7部は企業名等を記載しないこと。また、プレゼンテーションの際にも企業名等を出さないこと。
- ※ プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。
- ※ 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- ※ 所要時間については、各事業者30分(説明20分、質疑応答10分)

(5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(6) 審査結果の公表

審査の結果はすべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

(7) 契約等について

決定事業者と別紙仕様書に基づき速やかに委託契約を締結する。

III 応募条件等

(1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 国税、地方税の滞納がないこと。
- ③ プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、座間味村から指名の停止を受けていないこと。
- ④ 事業規模が受託する業務を遂行するために十分であると認められ、かつ安定的な経営基盤を有していること。
- ⑤ 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。実績は以下の条件を満たすこと。
 - ア 沖縄県内外を問わず、地方公共団体の総合計画策定支援の実績を有すること。
 - イ 沖縄県内外を問わず、地方公共団体の国土強靱化地域計画策定支援の実績を有すること。
- ⑥ 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体は2社以上で構成されていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で契約若しくは協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、幹事企業を選定し、原則としてこの幹事企業を共同企業体の代表者として座間味村と契約の締結を行える又は共同企業体の構成員全てが当事者となる契約の締結が行えること。
- ⑦ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表（直近1年分）
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。
- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。